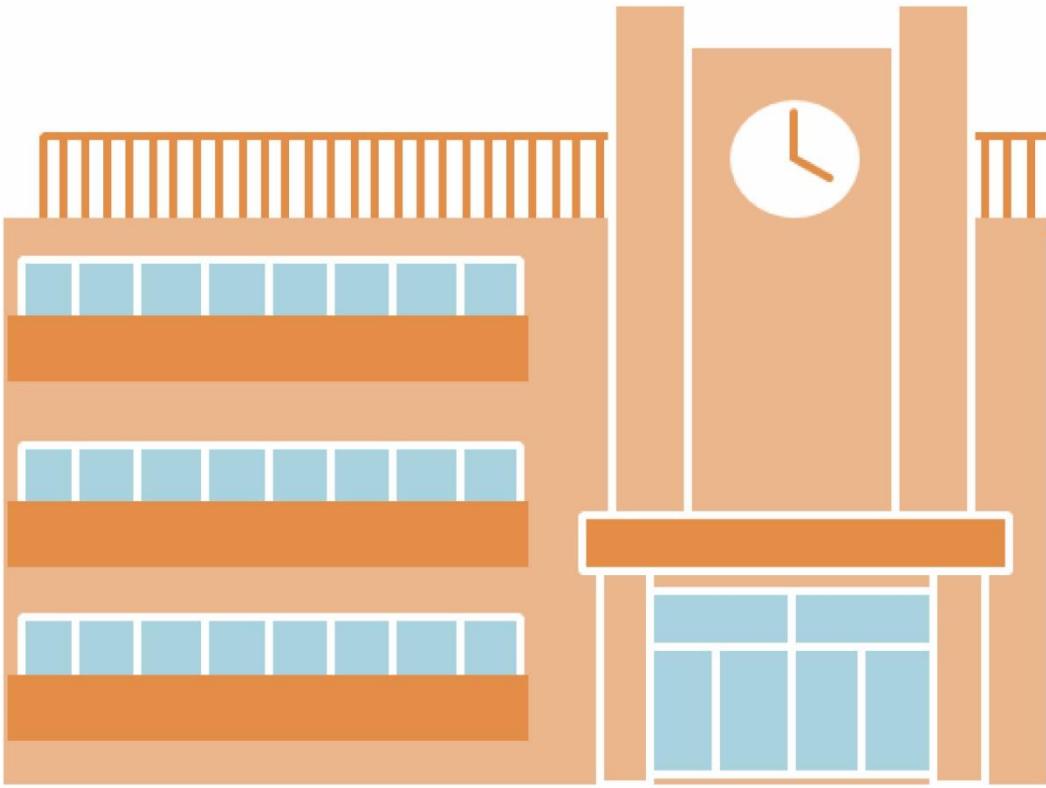
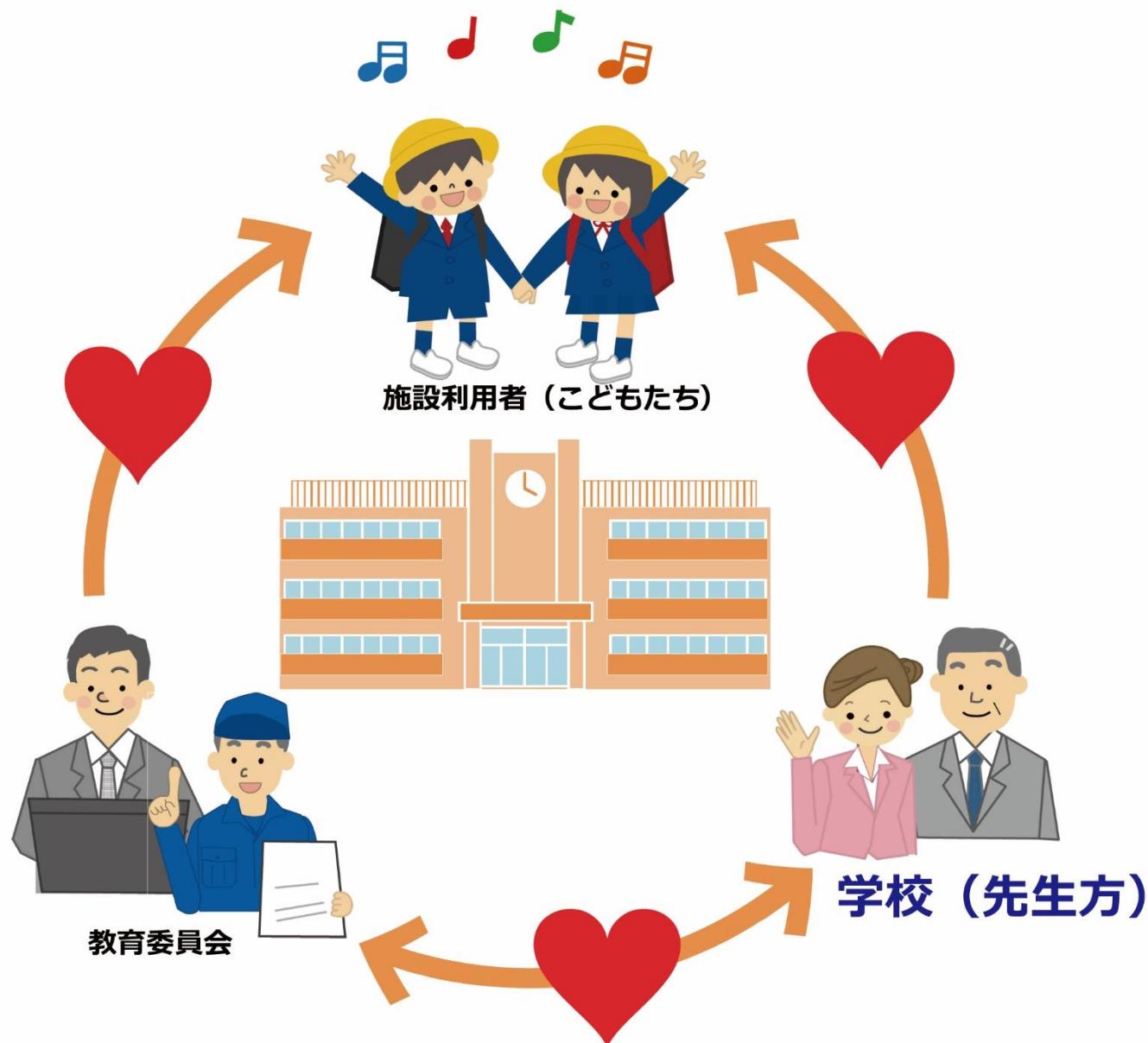


宮城県学校施設等安全点検講習会



令和 3 年 10 月
宮城県教育委員会

ホスピタリティサイクル



点検の種類

専門家が行う点検（法定点検）

利用者の安全を確保するために必要な義務であり、各種法律に基づき専門の技術者が行います。さまざまな法定点検がありますが、建物全体の状態を確認する点検として、建築基準法第12条による点検（以下「12条点検」という）があります。

学校が行う点検（安全点検）

不具合があると、安全上の問題があるものや、非常時の避難にかかるもの等については、法定点検だけでは十分とは言えず、学校による日々のチェックが大変重要です。

●定期の安全点検

頻度：①毎学期1回

②毎月1回

項目：①児童生徒等が使用する施設・設備及び

防火・防災・防犯に関する設備など

②児童生徒等が多く使用すると思われる

校地・運動場・教室など

●日常の安全点検

頻度：毎日

項目：児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所

●臨時の安全点検

頻度：学校行事の前後など必要があるとき

項目：必要に応じて設定する

各点検のタイミング

	1年目	2年目	3年目	4年目
12条点検	建物を適法な状態に保つための最低限の点検。技術者が行う。 建築 設備	建築は3年以内に1回。設備は1年以内に1回。		
定期の安全点検	児童・生徒等が通常使用する施設・設備等の点検。 学校が行う。	年12回、毎月点検を実施する		
日常の安全点検	安全管理のための日々の点検。 学校が行う。			
臨時の安全点検	学校行事の前後や災害時などの点検。 学校が行う。	その都度、点検を実施する		

日常の安全点検とは

建物や設備などが安全であるためには、「建物等が安全な状態にあるか常に意識する」ということが大変重要です。日常の安全点検とは、不具合に対する感度を高め、日常業務の中で五感を使って異変に気づくようになります。

日常業務の中に点検の視点を組み込む

毎日実施するものなので、日常業務の負担にならないように工夫しましょう。

● 校内巡回などに併せて

校長先生や教頭先生が校内を巡回される際に、建物等の安全に関する視点を加えるなど、これまでも行っていた業務と併せて実施しましょう。

● 多くの人の目で

先生方全員が、建物等の異変について日常業務の中で気に掛けるようにしていただければ、より安心です。

異常が見つかったらすぐ報告を

「命にかかるもの」と思われる異常が見つかった際には、使用禁止等の適切な措置を講じ、教育委員会に連絡してください。

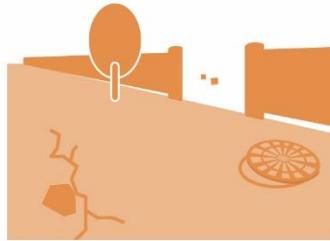
教育委員会は、状況に応じて技術部門と連携し、速やかに対応しましょう。

不具合の記録を残すことで、繰り返し起こる不具合の原因を突き止めたり、施設管理担当者が異動になった際にもスムーズに業務を引き継ぐことができます。

point

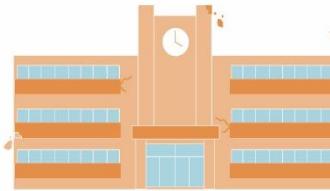


学校が行う安全点検のポイント



敷地・外構の点検

- ①舗装のひび割れ・陥没・傾斜・損傷
- ②マンホールや溝蓋の外れ・損傷
- ③門やフェンスの傾き・腐食・変形



建物の外側の点検

- ④外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き
- ⑤金属製の手すり・金物の傷みやぐらつき
- ⑥空調室外機の変形・異常音・異臭等

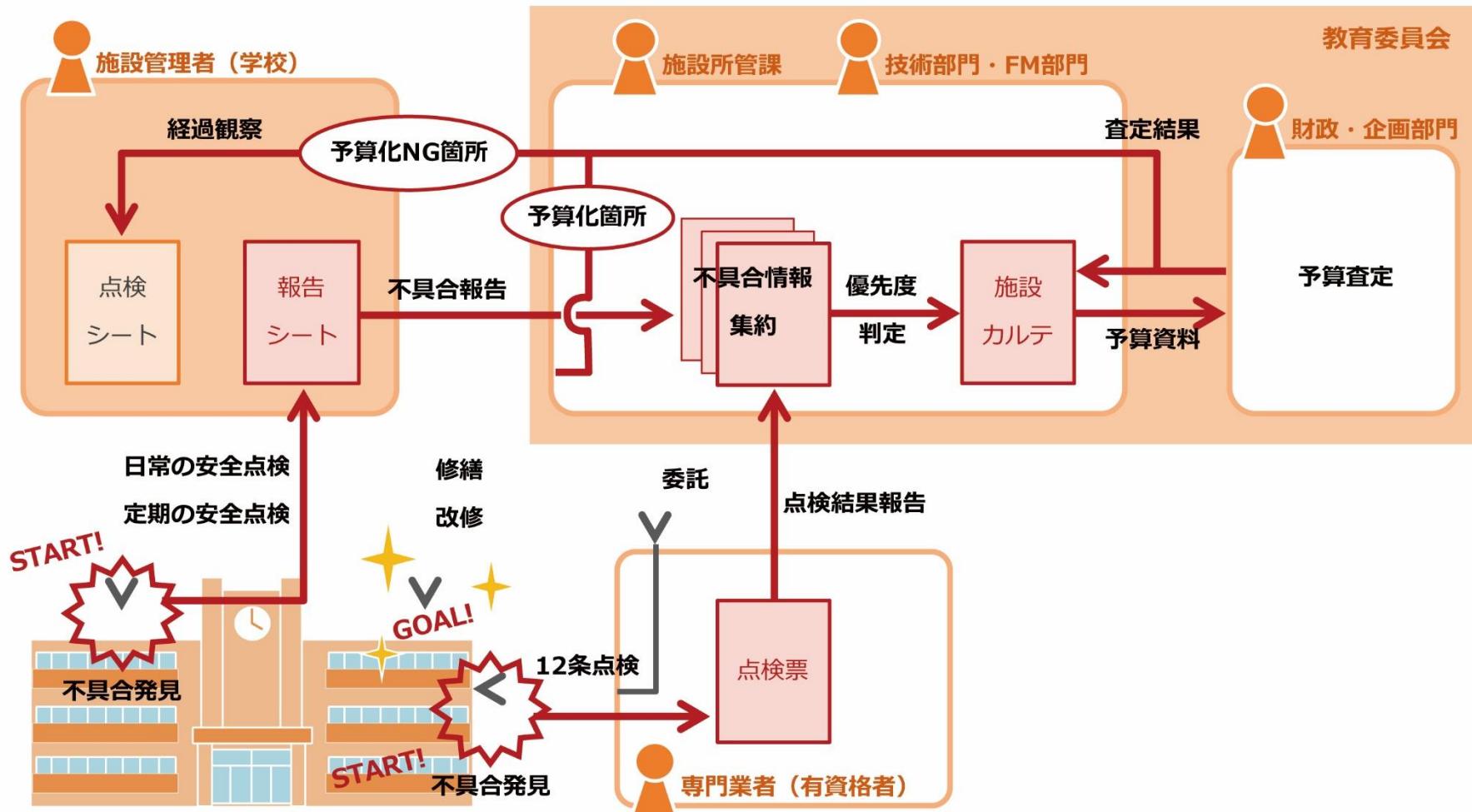


建物内部の点検

- ⑦高所にあるものの落下
- ⑧避難経路（防火戸・廊下・階段・非常口）
- ⑨避難器具（避難はしご・救助袋）
- ⑩消防設備等（消火器・消火栓・火災報知器・排煙オペレーター）
- ⑪空調室内機の変形・異常音・異臭等
- ⑫ガス漏れ警報器の電源・有効期限
- ⑬エレベーターの出入口

点検から改修までの基本的な流れ（参考）

→ 不具合情報の流れ



点検項目と不具合の説明

1. 敷地・外構の点検

2. 建物の外側の点検

3. 建物内部の点検